


所管部課	総務部 総務管財課	部長	北田和雄	
件名	普通財産の売払いについて			
	区分	1 審議事項	○	
関係事項	条例規則	地方自治法第238条の5		
部課機関				
1. 要旨				
将来的に公用あるいは公共用として利用の見込みのない下記の普通財産を売払う。				
(1) 土地の所在等				
①東大和市芋窪六丁目1285番3 雑種地 104.52㎡				
②東大和市芋窪六丁目1385番6 宅地 49.29㎡				
③東大和市芋窪四丁目1533番2 宅地 79.63㎡				
④東大和市芋窪三丁目1577番12, 13 宅地 130.53㎡				
(2) 効果及び影響				
4件合計で約4,100万円の歳入を見込むことができる。				
2. 経過 (現時点に至るまでの経過)				
①、②道路の廃止により生じた普通財産を隣接土地所有者に売却する。				
③都市計画道路の残地を隣接土地所有者に売却する。				
④都市計画道路の残地を同路線事業用地所有者の代替地として売却する。				
3. 留意事項 (問題点等)				
4. 主管部処理案 (検討結果等)				
庁議終了後、各議員へ資料を郵送で配布し報告することとしたい。				
庁議終了後、直ちに売却手続きを進めたい。				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。